

## 第 81 回労災保険部会における委員の主なご意見

## (1) 共通事項に係る論点について

## ＜労働者代表委員の意見＞

- 複数就業者の範囲について、これまで脳・心臓疾患や精神障害の労災認定には、おおよそ発症前 6 箇月の期間の状況を見て判断しているとのことなので、同様の期間でそれぞれの事業場を調査することで良いのではないか。  
他方、認定基準は、前回、有識者の検討会で検討するという話があったと思うので、労働者や家族にとって納得できる最新の医学的知見に基づいた認定基準にアップデートする必要がある。
- 必要な調査が適切に行われるということが担保されるならば、手続の負担が軽減されるということについては賛成。  
業務上の負荷を合算・総合して評価することとする場合の取扱いについても、現行の方法でしっかりと調査・対応いただいているということなので、特に問題はないのではないか。  
新たな書式を設けることも、適切な書式にさせていただけるのであれば賛成。
- 新たな制度の円滑な実施を図るための準備というのは、しっかりとやらなければならないと思う。我々としても、できるだけ労働者に周知していきたいと思うし、地方労働局や労働基準監督署にも広く周知することをお願いしたい。
- 新たな制度の円滑な実施について、労働保険事務組合は中小企業の保険料徴収に係る事務を行っているので、当該組合が把握するためにも様式等も含めて周知を徹底していただきたい。

## ＜使用者代表委員の意見＞

- 複数就業者の範囲について、被災した時に在籍していることは必要。  
確認する範囲としては、一律に在籍主義としてしまうと労働者保護に欠けると思うので、一定期間の就業状況を考慮する必要があると思う。
- 仮に新しい制度が出来た場合、労働者が知らずに 1 社分しか労災申請しなかったとか、これは労働条件分科会での議論になるの

かもしれないが、知ったときには消滅時効が到来していたなど、遺漏なきよう制度の周知をお願いしたい。

- 複数就業者の範囲については妥当だと思う。特別加入については、もっと深い議論が必要ではないか。特別加入者の給付基礎日額は3,500円から25,000円までの中から選択しており、実際の稼得能力と乖離がある場合がある。そのような場合についてより深く議論した方がいいのではないか。

- 事務手続の負担軽減についてだが、現行では調査票が労働基準監督署ごとに異なるケースがあり、統一を検討してもらいたい。

家族の既往歴について、調査票に記載を求められるケースもあるが、従業員本人の情報ではないため、会社として記載できないので、事業主が記載できる内容に限定して調査票の修正を検討いただけるとありがたい。

また、提出方法についても、紙やDVD等で提出を求められるが、見直しを検討していただけないか。特に、DVD等での提供については個人情報データを書き出して提供するということになるためハードルもあり、お願いするものである。

- 事務手続きの負担軽減策について、事業主の証明事項等の簡素化は必要と考える。しかし、新たな証明様式を設けることが妥当なのかは再度検討が必要。

新たな証明様式が設けられると、証明が義務化されたような認識を受けやすい。

既存の様式のここだけを書いて欲しいという様式の方がいいのか、という点も検討が必要ではないか。

- 事務手続きの負担軽減に関し、証明様式をご検討頂けるとのことだが、業務上の負荷を合算し労災認定する場合には、証明様式のうち「災害の原因及び発生状況」は、負荷を合算して初めて判明するので、労働者もどちらの企業に申請したら良いかわからないのではないか。また、労働者からの申請を受ける企業側も、自社単独では災害の原因は無いということにしかならないのではないか。よく工夫して欲しい。

- 労災保険率が極力引き上がらないようにするための対策については、そもそも本体給付全体で見直しをしていき、労災事故や過労死があってはならないことなので、労災事故のない形にしていくということが大切。

社会復帰促進等事業だけの話ではない。ただし、そこで啓発をし

ていかないと労災事故が減らないのかもしれない。きちんと着実に労災事故が減って保険料率が下がっていくことが大切。

副業・兼業が社会に定着していけば、保険給付も増えると思われるため、対策については社会復帰促進等事業に限らないと考えられる。

- 事務費については複数就業者については2倍か1.8倍か、かかると思う。次期の保険料の再計算の際には、事務費がどの程度増えたのかというのでも検証できるような形にしていきたい。そして、今後の検討の際の参考資料にしていきたい。

- 副業・兼業について合算するという事になれば、それなりに負担額が増えると思う。

今後どうなるか分からない状況であり、企業側からすると労災保険料はそれなりの金額なので、その総額が大幅に増えないような策を考える必要がある。

中でも、社会復帰促進等事業費や事務費については、120分の20という枠組みのままで良いのかということも検討が必要。

#### <公益代表委員の意見>

- 災害と疾病とで制度設計や内容が異なる点があると思う。複数就業者の範囲について、論点の1ポツ目は災害型を念頭におき、2ポツ目は疾病型を想定していると思う。

今後論点は災害型と疾病型とで分けて検討してはどうか。

#### (2) 非災害発生事業場の賃金額も加味することに係る論点について

##### <労働者代表委員の意見>

- 有給休暇・部分休業の場合の取扱いについては、無給休業した会社について労災保険給付がなされるべき。

部分休業の場合についても、無給部分については給付がなされるべき。